

○一般廃棄物処理施設の維持管理計画

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 大気汚染 (乾きガス、O₂12%換算値)

項目	設計値	基準値	適要
ばいじん量	0.01 g/m ³ N 以下	0.04	大気汚染防止法
硫黄酸化物	9ppm 以下	K 値 1.17 以下	大気汚染防止法
塩化水素	30 ppm 以下	430 ppm 以下	大気汚染防止法
窒素酸化物	50 ppm 以下	250 ppm 以下	大気汚染防止法
一酸化炭素	30 ppm 以下 (4 時間平均値)	50 ppm 以下 (4 時間平均値)	ダイオキシン類 発生防止ガイドライン
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下 (4 時間平均値)	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下 (4 時間平均値)	ダイオキシン類 発生防止ガイドライン
水銀	0.05mg/m ³ N	—	—

(2) 水質汚濁

施設の稼働により発生する排水は生活排水を除き、系内にて処理する為、系外へ排出されることはありません。生活排水の合併浄化槽後の放流水基準は BOD20mg/L 以下とします。

(3) 騒音

設計値は、敷地境界線上で騒音規制法の基準値以下とします。

騒音基準値

時間	設定値	基準値	適要
昼 間	55 dB 以下	60 dB 以下	三重県生活環境の保全 に関する条例
朝・夕	50 dB 以下	55 dB 以下	
夜 間	45 dB 以下	50 dB 以下	

(4) 振動

設計値は、敷地境界線上で振動規制法の基準値以下としています。

振動基準値

時間	設定値	基準値	適要
昼 間	60 dB 以下	65 dB 以下	三重県生活環境の保全 に関する条例
夜 間	55 dB 以下	60 dB 以下	

(5) 悪臭

設計値は、敷地境界線上で悪臭防止法の基準値以下とします。

悪臭物質の濃度基準値

項目	濃度 [ppm]
アンモニア	1 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下
トリメチルルアミン	0.005 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下
イソブタノール	0.9 ppm 以下
酢酸エチル	3 ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
トルエン	10 ppm 以下
スチレン	0.4 ppm 以下
キシレン	1 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下
イソ吉草酸	0.001 ppm 以下

2. 排ガスの性状の測定頻度に関する事項

(1) 排ガスの性状の測定頻度

項目		頻度	方法
排ガス	ばい煙 ・ばいじん ・硫黄酸化物 ・塩化水素 ・窒素酸化物	2ヶ月に1回	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95条」による各種分析・検査頻度の方法による測定
	水銀	2ヶ月に1回	JIS K 0222
	ダイオキシン類	年2回	総理府令第二条による測定方法